

第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会
第10回議事録

消費者庁消費者政策課

第10回 第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会
議事次第

日時：平成30年10月3日（水）10:00～

場所：中央合同庁舎第4号館 1214会議室

1. 開 会

2. 議 事

最終取りまとめに向けて（自由討議）

3. 閉 会

○内藤消費者政策課長 御多忙のところ、朝早いところ、御出席いただきましてありがとうございます。

事務局でございます。消費者政策課長の内藤でございます。7月に異動で参りました。改めまして、よろしくお願いいたします。

また、前回の会合以降、同じく人事異動に伴いまして、消費者庁の幹部のほうに変更がございますので、御紹介させていただきます。

後ほど参りますが、次長に井内が着任しております。

それから、政策立案総括審議官に高田が着任しております。

○高田総括審議官 7月の人事異動で消費者庁政策立案総括審議官になりました、高田でございます。委員の先生方には大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

それから、当庁の事務方の幹部というわけではありませんが、御報告です。昨日、内閣改造がございまして、消費者庁の担当は宮腰大臣でございます。担当が非常に多くて、テレビや新聞の報道では、沖縄・北方とは書いてあるのですが、消費者と書いているところが読売新聞ぐらいしかないのですが、消費者担当は宮腰大臣でございますので、あわせて御報告を申し上げます。

○内藤消費者政策課長 ありがとうございます。

今、高田から紹介がございましたけれども、内閣改造の関係でちょっとどたばたしてございまして、長官、次長が遅れてございます。場合によっては失礼させていただくこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の委員の皆様の出欠の状況について、御報告させていただきます。

本日、阿部委員、川延委員、坂本委員、千葉委員から所用により欠席との御連絡をいただいております。

事務局からは以上でございます。

それでは、ここからの進行は山本座長にお願いいたします。

○山本座長 皆さん、おはようございます。

少し時間が7月からあきましたけれども、お取りまとめいただいた中間取りまとめについて意見聴取が行われ、これから最終的な取りまとめに向けての審議となりますが、引き続き、どうかよろしくお願いいたします。

まず、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

澤野企画調整官 配付資料の確認でございます。お手元の一覧と照らし合わせながら御確認いただければと存じます。

まず、議事次第、配席図とございまして、そのほか、本日内容を御紹介する資料といたしまして資料1～3の3項目がございます。

また、本日、内容につきまして個別の御紹介はいたしませんけれども、中間取りまとめにおいて関係団体との意見交換に関しまして言及がございましたので、本日までの実施状況につきまして、経団連様、ヒープ協議会様との意見交換の状況を参考資料1として配付

してございます。

また、この検討会でございますが、消費者庁長官の懇談会として開催されておりまして、消費者政策の推進に該当する事項となるものでございます。その状況を把握する一環として、消費者委員会から中間取りまとめについてのヒアリングのお求めをいただき、過日、それを受けたところでございまして、その結果を踏まえて、あくまでも次期の計画の立案に向けての御提言という形で、消費者委員会からのご意見を頂戴してございます。その内容を参考資料2として配付してございます。本日の意見交換におきまして、参考としていただければと存じます。

そのほか、参考資料3、4という形で、都合4点ございます。

さらに、お手元でございまして、7月22日に取りまとめられました最新の現行の計画の工程表の改定結果を製本したものをお配りさせていただいてございます。傍聴の皆様におかれましては、まことに恐縮ながら、最新の工程表はウェブサイトからダウンロードいただければと存じます。

不足などがございましたら、都度でも結構でございますので、お申しつけいただければと思います。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まことに申しわけありませんが、私は所用で途中で中座することになるかもしれませんけれども、そのときは座長代理の中原委員に司会進行役を務めていただきますので、よろしく願いいたします。

先ほど申し上げたように、本日の議題ですが、今日は最終取りまとめに向けての自由討議、フリーディスカッションですので、これから事務局に資料についての御説明をいただいた後、自由討議ということで委員の皆様率直な御意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、資料1～3につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

澤野企画調整官 引き続きまして、資料1の関係を私から御説明申し上げます。

6月までこの検討会におきまして縷々御議論を賜った形のものの中間的に取りまとめをいたしまして、7月11日付で公表させていただいてございまして、当該中間取りまとめに関しまして、去る8月22日から国民の皆様方への御意見の募集の процедуруを消費者庁のウェブサイト上におきまして実施させていただきました。結果でございますけれども、資料1の表紙で、左下にございますように、事業者団体の方々、個人の方々を含め、9の法人・個人の方々から御意見を頂戴したというところでございます。内訳ごとに整理をいたしますと、右下でございましてけれども、都合50項目にわたる形で御意見を頂戴したという形になってございます。

それぞれ個別の御意見について概要を幾つかかいつまんで御紹介できればと存じますの

で、1枚おめくりいただければと存じます。いわゆる時計文字ごとにかいつまんで御紹介申し上げられればと思いますけれども、最初にⅠの関係でございます。1ページにおきまして、3点でございます。3番目のところまででございますけれども、例えば2番目の枠をごらんいただければと思いますが、施策の達成状況がより明確になるような記述に努めてほしいといった趣の御意見。3番目のところでございますけれども、消費者庁のリーダーシップ発揮がより明確になるような形で記述をするように加筆をしてほしいという御意見などが見受けられたところでございます。

中間取りまとめのⅡでございます。次のページの5番目まで含めて2項目を頂戴してございますけれども、例えば2ページ目の5番目でございますけれども、消費者トラブルにつきまして、高度情報通信社会の中でもう少し状況認識等々について明確にさせていくべきではないか、その上で消費者基本計画の策定を行うべきではないかという御提案をいただいているところでございます。

Ⅲの関係でございますが、中間とりまとめにおきましては、御案内のとおりである4項目、すなわち、消費者基本法のたてつけ等々を踏まえて整理をしてございますので、その4項目に即して概要を簡単に御説明申し上げます。

まず最初に、Ⅲ1、特にSDGsの関係について、6番から8番まで御意見を頂戴したところでございます。例えば8番目などをごらんいただければと存じますけれども、現行の我が国において、SDGsに関しての認知度がまだ低いのではないかという御意見、また、消費者の主体的な行動を促すためには、まずは啓発活動が必要なのではないかといった御意見ということで、3点ほどにわたって、SDGsの関係で、多様なステークホルダーを動かしていくための御提案をいただいたところでございます。

Ⅲ2の関係でございますけれども、いわゆる高度情報通信社会の進展への対応などを中心に比較的多くの御意見を頂戴したところでございます。例えば3ページ、13番などをごらんいただければと存じますけれども、昨今、キャッシュレスの関係は民間の発意に基づく取組なども非常に進んでいるところでございますが、今後伸展していくキャッシュレス決済の注意喚起等々について他国の例なども参考に検討を深めてほしいという御意見。

オンラインADRの関係でございますが、15番をごらんいただければと存じます。オンラインADRの特性、課題といったものを踏まえて、取組の方向性とか、対象、スコープについて慎重に考えるべきではないかという趣旨の御意見なども頂戴してございます。また、16番でございますが、最近のプラットフォームのビジネス形態の展開については、中間取りまとめにも縷々記載していただいたところでございますけれども、そうしたプラットフォーム事業者による自主規制基準の策定とか、あるいは売り手や買い手それぞれにも自覚を促すという形で、ステークホルダーそれぞれがルールにのっとった取組が必要ではないかという問題提起が見受けられるところでございます。

Ⅲ3の関係でございます。4ページの20番以降でございますけれども、いわゆる消費者

の自立とか、脆弱な消費者、消費者教育といった項目でございます。同じように多数の御意見をいただいているところでございますけれども、例えば20番などをごらんいただければと存じます。消費者のいわゆる自立としての観点から多様な観点が取り上げられるべきではないかということで、例えば、消費者による相手方へのハラスメント等々についても言及していただきながら、結論の部分としては、消費者被害をなくすとともに、従業員被害をなくすことも求められるべきではないかという御意見。

次のページにちょっと飛びますけれども、25番、アウトリーチ型の支援体制の構築ということで実際に言及もしていただいているところでございますけれども、その中の具体的取組として、現行法でも規定のある消費者安全確保地域協議会の重要性について言及を改めていただいているという形で、こうしたものの意義を強調していただきたいという御意見。次の26番でございますけれども、消費者教育の実効性を確保していくために、人的パワーが不足しているのではないかということで、人材確保の重要性を改めて強調していただいているような御意見などが見受けられるところでございます。

Ⅲ 4 の関係でございます。6 ページの後半から7 ページ以降でございます。この検討会の検討範囲としては若干僭越なことになるかもしれませんが、この場でのコメント限りという形になるかもしれませんが、消費者委員会様の建議機能に一定の期待をさらに寄せていただいている御意見が複数見られるという形でございます。例えば32番といったあたりをごらんいただければと存じますけれども、そうした御意見を複数頂戴しているところでございますし、消費者行政の枠組み全体に対する期待の高さが窺えるところでございます。

39番でございますけれども、例えば地方における消費者行政の体制の確保といったところについて、この検討会でも縷々御意見をいただいているところでございますが、国民の方々からの御意見としても、改めてそこを繰り返し御指摘いただいているところでございますし、特にその各論部分になるかもしれませんが、40番でございますけれども、地方公共団体における、いわゆる消費生活センターの商品テスト機能の重要性について御指摘を改めて頂戴している形になってございます。

44番、Ⅲ 4 の関係でございますけれども、適格消費者団体の持続的な業務遂行につきまして、重要性を複数の御意見の中で頂戴している形になってございます。46番をごらんいただければと思いますけれども、消費者団体と事業者団体の対話と連携の必要性などの御指摘を改めて頂戴しているという形で、個々のⅢの方向性の部分につきましても、1～4のそれぞれの項目にわたって、現状の諸課題や、具体的取組の改めての強調など、多岐にわたる御意見を個人・団体の皆様方から複数お寄せいただいたと受けとめている形でございます。委員の皆様方の本日の意見交換におきまして、こうした個々の御意見につきましても御参考にしていただければと存じます。

最後になりますけれども、御意見を提出いただきました個人・団体の皆様方に、会議の事務局といたしましても、この場をかりて御礼を申し上げる次第でございます。

説明は以上でございます。

○内藤消費者政策課長 続きます、資料2をお手元に御用意ください。欧州、EUでの消費者行政について、制度の見直しの提案がございました。これについて御説明を申し上げたく存じます。

枠囲いの中にタイトルがございますけれども、「消費者のためのニューディール」という名前で4月に提案をされているものでございます。

「背景及びねらい」のあたりは、この検討会においても議論の参考になろうかと思いません。○が五つほど並んでございますが、一番最初でございます。EUについては、昨今、とにかく公正というか、単一市場の実現を目指しているところではございますけれども、その中で「ディーゼルゲート」という言葉がございます。フォルクスワーゲンが排気ガステストの際に不正なソフトウェアを組み込んでいたことで問題になった事案でございますけれども、こういった事案などEUの全域に影響するような大規模な権利侵害事案が発生してございまして、2行目でございますが、「効果的な消費者保護ルールとか被害回復が可能な仕組みが必要ではないか」という指摘を受けているということでございます。

そこから三つほど背景事情を書いてございます。「消費者の権利意識」あるいは「中小事業者の遵法意識の涵養のために、消費者教育を推進する必要があること。」「国境を越える取引あるいは製品安全のために、域外の国々との協力が必要であること。」さらには、「AI、IoT、モバイルを使った電子商取引、最後に持続可能な消費といったこと」についても、今後取り組む必要があることがうたわれておりまして、それを踏まえて、矢印の下でございます。新しい消費者政策の課題に対応するために、「ルールの現代化」、「執行手段のより強力なもの」、あるいは「被害者回復の提供」を目的としまして、関係するEU指令の改正を提案するものでございます。改正内容については、2ページ目以降で御説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。事務局で、興味深い事項について、ピックアップをしております。

まず最初は、いわゆる「消費者代表訴訟」の関係でございます。先に1の※でございます。現行のEU指令では、「差止め」についてのみ集団訴訟の提起が認められておりました。今回の提案では、「商品の修理・交換」等々書いてございます。その他、大きなところだと恐らく「賠償金の支払いを求めることを可能とする集団訴訟の制度化を加盟国に義務づける」ことが新しいところでございます。

一方で、集団訴訟を提起する主体については制限をしております。①～③まで書いてございますけれども、いわゆる「加盟国が認定した団体であって非営利性などの要件を満たす」ということが定められておりまして、加えまして、経済的基盤や資金源については開示をして、資金提供を行う第三者、イメージとしては恐らく競合する別の企業ですね。ライバル企業のようなところが影響力を及ぼすことを禁止しているということでございます。その他、訴訟の結果を速やかに反映することを目的としまして、判決や和解の確定後の情報提供とか、和解の場合には裁判所等が内容を精査すること。確定した後については、

同一国内で同様のほかの訴訟については反証不能な証拠として扱う、ほかの国では反証可能な推定として扱うことも求めているということでございます。

3 ページ目をお開きください。その他の指令の改正内容で興味深いものが幾つか挙げてございます。

一つ目、「個別救済措置の整備」と書いてございますけれども、被害を受けた際の救済措置として、契約解除、損害賠償を制度化することを各加盟国に求めていること。

それから、罰則が非常にきついものになってございます。1 行目の最後のほうでございますが、「最大で全加盟国における総売り上げの4%以上の罰金を科す」というかなり重いものになってございます。

以降が、デジタル化に関連するものでございます。まず、3 でございます。いわゆる「隠し広告」、後ろに隠れスポンサーがいるものでございますが、この禁止については、これまではいわゆるメディアの記事についてのみかかっておったのですが、これをいわゆるオンライン検索の結果についても適用する。ここにも隠し広告を禁止すること。

4 番目でございます。同じ名前で、域外で、別の品質で売られるような二重品質については、不適切として当局からの調査対象とすることを求めています。

一番下でございます。デジタルサービスの契約の定義を変えるものでございます。消費者契約は本来、消費者と事業者が商品の対価として金銭を支払うものがいわゆる普通の契約でございますが、ここではデジタルコンテンツやサービスの対価として、従来の金銭以外に個人データを対価として含むという定義の拡張が行われております。結果として、※にありますように、データを提供するかわりに無料で提供されるようなデジタルサービスにも消費者に取消権が与えられるとか、契約前の情報提供義務が発生することが見込まれるということでございます。

若干時間が押しております。恐縮です。最後のページ、4 ページをお開きください。こちらは上のほうだけ御紹介いたします。オンライン市場での消費者の権利について、規定の追加の提案でございます。

契約前に、オンライン市場、オンライン・マーケットプレイスは、以下の事項を明らかにすべきということで、例えば②、消費者は事業者と個人のいずれから購入するのかということをはっきりさせなさいということ。それから、④のように、万が一、何かあったときに消費者の権利を守るのはどの事業者なのか、その責任ですね。どの事業者が責任を負うのかを明らかにするようということ求めていますので、いわゆる昨今のプラットフォームに対する影響は少なからずあるのではないかとということでございます。

資料2については、以上でございます。

引き続き、資料3を御説明したく存じます。A4の縦を御用意いただければと存じます。「新たな論点（たたき台）」としてございます。

7月に中間取りまとめを非常にコンパクトにいただいておりますけれども、それ以降、意見公募をさせていただいて、さまざまなコメント、意見をいただいております。参考資

料、先ほど御紹介もありましたように、1、2のような団体あるいは消費者委員会からも御意見をいただいております。その以降、委員の皆様とも少しお話もさせていただきましたけれども、それを踏まえまして、中間取りまとめからさらに論点を広く盛り込むべきではないかと考えまして、自由討議用として事務局で作成したものでございます。

資料の体裁は2色刷りになってございますが、黒字が追加すべき論点のたたき台でございます。青字は7月にまとめていただいた中間取りまとめの関係する部分を抜粋して記述してございます。これにつきましては、このたたき台と本日の議論をベースといたしまして最終取りまとめの骨子を作成して、次の会合でそれを提出させていただきたいと考えてございます。黒字部分については、今からさらっと内容を御説明させていただきます。

いただいた意見については、およそ9つに分類してございます。

一つ目は、「消費者の捉え方を見直してはどうか」という意見でございます。中ポツの一つ目、「世代の違い、生活環境の違い、個性等によって多様化する消費生活にきめ細かく対応すべきではないか。」二つ目は下3行でございます。「「消費者」とは、消費するだけではなく、生産したり、ごみを廃棄したり「生活者」としての概念に近いものであるべきではないか。」三つ目、「海洋プラスチックのような世界的な取組が必要な問題についても消費者問題として捉えるべきではないか」というものでございます。

2ページ目をお開きいただければと思います。「SDGsにつきまして」は、もうちょっとしっかり捉えるべきという意見を三つほど御紹介いたします。2行目以降でございます。「2030年の社会をどのようにしていくのか。2025年にとらわれることなく消費者行政のあり方を検討すべきではないかということ。」二つ目、「SDGsの目標のうち、持続可能な生産消費形態の確保が12でございますが、12以外について関連する取組もできる限り盛り込むべきではないか」という御意見。その大前提として、「自由・公正・効率的な市場の確保を旨とすべきではないか」という御意見をいただいております。

3番目、「国際化の関係」でございます。「日本の消費者行政、例えば括弧にあります。質の高い相談体制の整備といったものを海外に展開すべきではないか」という御意見。一番下でございますが、「海外政府等との連携を強化すべきではないか」という御意見。3ページ目のほうにお移りいただきまして、一番上でございます。「海外の消費者行政の動向を調査して、取り入れるべき施策は積極的に導入すべきではないか」という御意見。「在留外国人の日常の消費生活トラブルにも対応が必要ではないか」という御意見をいただいております。

4番目については、「基本計画の今の枠組みに余りこだわらなくてもいいのではないか」ということございまして、三つほどございます。一つ目、「地方公共団体あるいは消費者団体等が取り組むべき施策を盛り込んでみてはどうか。」二つ目、「KPIを設定し、効果測定のための方法をしっかり緻密にすると同時に、目標が達成ができなかったときの検証の枠組みを確立すべきではないか」という御意見。一番下でございます。「EBPM、証拠に基づいて政策を推進するもの」でございます。この考え方を活用すべきではないかという

御意見でございます。

4 ページ目にお進みいただければと思います。「地方に関係するもの」で、ここは多数コメントをいただいたのですが、無理やり四つに整理してございます。

一つ目でございます。「地方消費者行政の強化が不可欠であることから、これまでの取組、」ここでは「地方消費者行政強化作戦」と呼んでございますが、「これにかわる新たなアプローチが必要ではないか。」そこから3行ほど下りまして、「地方版消費者基本計画の策定とか地方公共団体間の連携強化策などを検討すべきではないか」ということでございます。

二つ目でございます。「国、自治体、消費者団体、それぞれの役割を見直す余地があるのではないか。」例えば国について言いますと、最後の3行でございますが、「地方における消費生活相談や消費者教育の専門性の向上のための取組とか、インフラ整備に重点を置いて取り組むこととしてはどうか」という御意見。

次の二つは恐らく矛盾してございます。まず、三つ目の御意見でございますけれども、3行目から参ります。「消費生活相談員の人件費等については地方交付税措置がなされていることを踏まえ、一定期限までに一般財源に裏づけられた消費者行政予算に完全移行するための方策を講じるべきではないか。」要は、自己責任できっちりやってくれという御意見。この逆が、その次でございます。2行目の最後から参りますが、「専ら消費者行政関係施策に充てられる独自財源の確保に向けた検討を行うべきではないか」という御意見をいただいております。

5 ページでございます。「消費者教育に関わるもの」ということで、「自立した消費者を育成するだけでなく、持続可能な消費生活のあり方を学ぶべきではないか」という御意見。

二つ目でございます。「消費者教育の内容については、例えば、クレーマーにされないための消費者トラブルへの適切な対応など、一層の深化を図るべきではないか」という御意見。

三つ目、「各ライフステージにおける教育を拡充させるとともに、学校以外の場でも幅広く必要な知識を習得できるような環境を整備すべきではないか」という御意見などが寄せられてございます。

5 ページから6 ページにかけて、「各種団体に対する意見」をいただいております。このまま6 ページを進めさせていただきます。

上から3行目でございますが、「消費者と企業を対立構造に位置づける考え方を解消し、全ての関係者が連携して長期的な視野で実現すべき共通の価値を確立すべきではないか」という御意見。「適格消費者団体への支援策を充実すべきではないか」という御意見。その下でございますが、「事業者団体の自主的な取組を推進するために、事業者団体との連携を強化すべきではないか」という御意見。四つ目、いわゆる「公益通報制度について、消費者団体、経済団体で問題意識を共有すべきではないか」という御意見。最後、「情報

発信などに若者の知見・センスを生かすことができないか」という御意見をいただいております。

7ページ目をお開きいただければと思います。これは「消費者庁に対するもの」でございます。

一つ目、「消費者庁の設立後10年がたつことを踏まえ、次の10年の消費者行政や消費者庁のあり方を国民に対して明確に示すべきではないか。」二つ目、「どの省庁の所掌にも属さない事業・サービスについて、消費者庁は積極的に対応すべきではないか。」三つ目、「政策の企画立案部門と法律の執行部門との役割分担・連携のあり方を見直すべきではないか」という御意見をいただいております。

最後、お待たせしました。9つ目でございます。これは「技術革新の関係」でございます。

最初の行から参りますが、いわゆる「シェアリングエコノミーについては、これまでの「事業者と消費者の間」という契約取引には該当しないことが多く想定される」わけでございます。

8ページ目に行っていただきまして、上から5行目でございます。

そうはいいまして、「現にトラブルが生じ、消費生活相談が寄せられていることから、必要な対策を講じるべきではないか」という御意見。「データの関係」が次でございます。

「消費者が知らないところで個人のデータが利用されビジネスに利用されることや、企業と消費者の情報格差が進むことへの対策が必要ではないか」という御意見。

一番下でございます。そのまま9ページへお進みいただきまして、「自動運転、ドローン、AI、IoT、ビッグデータといった技術革新の進展には利便性とリスク・課題の両面があることについて消費者の理解深め、適切なバランスを図ったルールを策定すべきではないか」という御意見。

最後でございます。3行目からでございますが、「ICTを活用した若者へのアウトリーチ策を強化してはどうか。」最後、「SNSやチャットなど文字による相談が可能となるようにすべきではないか。」こういった意見をいただいております。

いただいたものを可能な限りそのまま載せてございますが、過不足あるいは賛成・反対といった各委員の皆様の御意見をいただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

詳細な御説明をいただきましたが、ただいまいただいた御説明に関する点でもほかの点でも結構ですので、最初に申し上げましたように、本日は最終的な取りまとめに向けて委員の皆さんの間でフリーディスカッションをしていただくことが目的ですので、御質問でも御意見でも結構です。どうか御自由に御発言いただければと思います。

どうぞ、小島委員。

○小島委員 私から、とりあえず口火を切らせていただきます。

資料3で、新たな論点ということで9項目にわたって整理していただきました。私の追加意見も取り上げていただいていますけれども、ほかの論点についても少しコメントをさせていただきますと思います。

資料3の3ページの「4. 計画のフレームに関わるもの」で、従来の基本計画はこれまで政府が取り組むべき施策が中心でしたけれども、「地方公共団体などの取組の施策を盛り込んでどうか」という意見が出されております。それも一つ検討してはどうか。具体的にどこまで書けるかということはありませんが、国としては、地方公共団体の取組指針、方向性などについては書けるのではないかと思います。

それより、地方公共団体での消費者行政を強化するという点では、次の項目「5. 地方に関わるもの」で1番目の段落の最後のほうに、「具体性を持った地方版消費者基本計画の策定を推奨する」とあるが、このほうが地方での消費者行政の強化につながるかと思えます。この「地方版基本計画の策定」に取り組む方向を示していく必要があるのではないかと思います。

あわせて、小規模な市町村では、消費者行政の人的・財政面でも、消費生活センター等の整備も困難ということもありますので、そういう意味では、地方自治体間での広域連携で人材等の集中を図り、消費者相談あるいは消費者行政を推進していく取組が必要ではないかと思えます。消費者委員会からも「地方公共団体の消費者行政の強化に向けた具体的な施策」に向けて消費者庁として示すべきと、指摘されていたと思えますので、そういう具体的な施策を示していくことが必要ではないかと思えます。

それに、地方における消費者行政を支える人材確保等のため、あるいは施策を強化するための財源確保も大きな課題ですが、ここには相反する意見があります。「国として交付金等で財源確保をすべき」と、「地方独自の自主財源を確保すべき」といった二つの意見が出されています。しかし、一定期間は、国から地方への交付金等で財源を確保することが必要ではないか。

その関係で言えば、来年、2019年の10月に消費税が8%から10%に引き上がることになっています。地方消費税も引き上がるので、消費税における地方への交付税を合わせると2兆円強の財源が地方に行くことになると思えます。その財源は地方の社会保障に充当することになっておりますので、消費者行政には直接的には回せない。ですけれども、2兆円規模で地方財源がアップするのであれば、今まで社会保障に充当していた一般財源にも多少余裕は出てくるのではないか。その部分をこの消費者行政の財源に回すといったことを消費者庁として、早目に発信したほうがいいと思えます。多分、ほかの部署でもそれを狙っていると思うので、そのようなことを早目に消費者庁として示すことが、消費者庁の司令塔としての機能強化につながってくるのではないかと思います。

三つ目は、5ページ目の「6. 消費者教育に関わるもの」について、二つ目の段落で、後段の「また」以下のところです。現在、ネット上の違法あるいは不正な動画・音楽等のコンテンツのアップロード、ダウンロードの利用が盛んに行われています。それに対する

規制もあるけれども、消費者、利用者に対して、それが違法だということの消費者教育も必要ではないかと思えます。あわせて、先ほどEU指令の改正案の中で出てきていた「隠し広告」についてです。先週の日経新聞に出ていた「成功報酬型の広告」、「アフィリエイト」という表現を使っていましたが、それに対して消費者庁は今年6月に事業者に警告を發したという記事が出ていました。そういう「成功報酬型の広告」に加担しないような消費者教育も必要ではないかと思えます。

四つ目は、5ページから6ページにあります「7. 消費者団体・事業者団体等に関わるもの」についてです。6ページの二つ目の段落に「適格消費者団体の機能強化が必要であり」とあるが、それは消費者保護にもつながっていくと思えます。それに対して、国からの財政面での支援策の充実といったことも記載されています。そういうことも引き続き検討すべき課題ではないかと思えます。適格消費者団体の機能強化は、その二つ下の段落にあります公益通報制度の普及にもつながるのではと思えますので、適格消費者団体への支援強化も大きな課題だと思えます。

最後に、7ページの「8. 消費者庁に関わるもの」で、1段落のところは、前にも私が何度か発言したことです。消費者庁を設立して来年は10年になりますので、次期の消費者基本計画の5年間、さらに中長期的にどういう社会を目指すかを、わかりやすく国民にアピールするためのキャッチフレーズを考えるべきではないかと思えます。

消費者行政にはそういうキャッチフレーズは馴染まないのか。最近公表されました30年度の消費者白書（年次報告）も、キャッチフレーズといいますか、サブタイトルがついていないが、ほかの省庁では、例えば厚生労働白書とか、労働経済白書にはサブタイトルがついているのです。内閣府から最近出た30年度経済財政白書では「Society5.0への経済」といったサブタイトルがついています。これからの目指す社会を、一言であらわすと誤解が生じるのではないかという懸念も出されておりましたが、よりわかりやすいタイトル、キャッチフレーズで国民にアピールをすることが必要ではないかと思えます。

これまで、第1期、第2期、第3期の基本計画では、特段のキャッチフレーズやサブタイトルはついていなかったが、第4期計画には、サブタイトルでどういう社会を目指すのか、また基本計画はどこにポイントを置いているのかを国民へアピールをすることは必要ではないか。今後、第4期、第5期の基本計画に、それぞれのタイトルをつけておけば、その年次につくった基本計画が何をポイントに置いたかがわかりやすいのではないかと思えます。少し長くなりましたが、以上、私から5点ほどコメントをさせていただきました。○山本座長 小島委員、ありがとうございました。全般的にコメントを頂けたかと思えます。

ほかの委員からも御発言をお願いします。

森光委員、どうぞ。

○森光委員 ありがとうございます。

ちょうどたたき台の論点のものの中で、小島委員がお話しされた中で重なるところを少

し私も意見を言わせていただくということで、前回恐らく小島委員と帰り際に歩きながら話しているときに、1ページ目のところの「消費者の捉え方」を少し歩いて話していたことを思い出しました。この問題は、「消費者庁」が「生活者庁」に変わるかどうかという話になってしまうとまた面倒くさい話ですが、こことリンクをしてくるのは、今後のことを考えた上での7ページ、「8. 消費者庁に関わるもの」と1ページがリンクしているように思っている。

すなわち、生活者であるなしにかかわらず、自分たちが一方的に享受するものではなく、ごみの問題をはじめ、先ほどパブコメの中にもあったような大量生産とか大量消費に関するところ、こういったものの責任は、今「消費者」と呼んでいる「生活者」にも意味があるというか、その責任があるという意味での、冒頭での高らかな宣言といえますか、そういったものが決して行政と事業者、消費者団体だけではなく、今でいう「消費者」の方にもあり、かつ7ページのところへ行くと、先ほど言ったアピールポイント、次の10年を目指したところでのこの「消費者庁の役割」というところにリンクをするということが、まずは次に目指しているものが何かという4期の計画を高らかに明示できればというイメージを持ちました。これが1個目の大きいところであります。

あとは、どうしても対立構造みたいな意味で団体と行政と事業者という形があるのですが、言葉の中にもたくさん出てきました、「連携して」とか、「消費者団体をより活性化していく」という観点のところは、どうしても「何とかを検討する」とか、「考慮する」という言葉を悪い言い方で捉えてしまっているけれども、例えば、「確実に何千億円の予算をつける」などというのは、計画ですから明言できないわけであって、その辺はあくまでも強く感じるような言葉で、団体の活性化及び連携に向けて対等な立場で参加していくということが記載できないものかというのが私の意見です。よろしく願いいたします。

○山本座長 ありがとうございます。

どうぞ、拝師委員。

○拝師委員 地方の関係なのですけれども、いろいろな御意見が出ているようなのですけれども、一つは、財政の問題というのはきちんと議論をしておかなくてはいけないだろうと思っているのですが、まず前提として、10年、国が活性化基金から始まって、呼び水としての支援をやってきたのですけれども、結局それがうまくいっていないというところは踏まえなくてはいけない。ですから、このまま期限を区切って自主財源化と、現在はそれでいいのかもしれないのですけれども、現実問題として、やったところで失敗するのは目に見えているのだろう。地方は地方で、国は国というふうに決して分けられるものではありませんので、地方に集まってきた相談情報等の情報を国が利用していろいろな政策を立てるとか執行につなげていくという関係にあるわけですから、地方は地方、国は国ではなくて、国の施策の一環としての地方という位置づけをきちんと持った上で、どうやって支援していくかということを考えなくてはいけないだろうと思います。

大枠の視点としてはそうなのですけれども、個別の支援のあり方としては、今まで抽象

的に地方がやっていることは、国の事務の一部もあるのだから国も負担すべきだということでは言ってきていて、それはそうだと思うのですけれども、さらに具体的に、地方もやっている事務の中のどの部分が国に貢献していて、その国への貢献度が幾らぐらいなのか、何割ぐらいなのかという緻密な議論をやる時期なのかなと。その上で、国の事務を地方にお願いしているような部分があるのであれば、そこはある程度固定化して、国が恒久的に出すようにしないと多分、その部分はいつまでたっても押しつけ合いみたいな形になってしまう。実際は、国に地方が貢献している部分は間違いなくあるだろうし、国が地方からメリットを享受しているという部分があるので、そこをもう少し緻密に議論をして割り出していく作業は必要かなと思います。

地方で大きな課題となっているのは人材の問題で、人材については、消費者行政担当職員という職員の問題と相談員の問題、2種類あって、特にこれまで消費者行政担当職員についてどうするかというところは施策としては不十分だったのかなと。消費者安全法を改正して、それなりに研修に力を入れてやりましょうということでやってきていますけれども、それも全く無駄だとは思いませんけれども、地方の実情を見ていると、研修を積んでいい人が来たな、頑張っているなと思うと、2～3年でいなくなってしまうということの繰り返しなのです。

ですから、新宿区などでは、今、やられているかどうかわかりませんが、例えば10年間、同じ職員をそこに配置させてエキスパート職員的に育てて、そこでかなり詳しい人が切り盛りをしていく。そういう人が配置されると国の施策もビビッドに反映して、一緒に歩調を合わせながらやれるわけですがけれども、そういう体制ができないとなかなか厳しいのかなという感想を持っています。ですので、人材育成、例えばそういうエキスパートの職員的なものを配置した自治体には手厚く財政支援をすとか、やり方はいろいろあり得ると思うのですけれども、消費者行政担当職員をきちんと育ててサポートすることをもうちょっと真剣に議論してもいいと思います。

その視点で言うと、今、消費者庁のあり方にも関わるのですけれども、徳島で新未来創造オフィスを置いてやっていて、それなりの面白い成果が出ているなと思っているのですが、一つ興味深いのは、地元の徳島の自治体の職員が出向していろいろ関わられていると聞いています。その方々が戻ったときにどういう働きをされるかというのはもうちょっと検証しないとわからないかなと思うのですけれども、一つヒントになるのは、そういう人材をある程度長期的に消費者行政部門にいてもらいつつ、それを育てていく拠点として徳島はひょっとしたら意味があるのかなとっていて、それが本当にうまくいくのであれば、その拠点をほかに広げていくこともあり得るかなと。ですから、徳島を四国あるいは関西ぐらいの規模の拠点にして、そこに職員が出向ってきて、国の業務も少し学びつつ、徳島では地方の消費者行政の強化も取り組んでやっていますので、そういうものを経験してまた地元に戻ってくるというものが一つ。

今のは消費者行政担当職員の話なのですけれども、相談員についても、地方では幾ら相

談員を増やそうとして、募集をかけても人が来ないというところが結構ありまして、私は千葉県なのですけれども、千葉のほうでも、南のほうとか東のほうに行くと、募集をしても来ないというので、人材の問題は非常に深刻な悩みになっています。ですから、消費者行政担当職員が一生懸命やろうとしてもだめだというところが実はあって、そうすると、相談員の問題についても、例えば県が何十人かまとめて相談員を雇って、それで一定程度、市町村に配置して回していくみたいな形も一つは考えられるのかなと。ですから、地方で1人だけで相談員をやっている、相談件数も少ないし、スキルも上がらないのですけれども、そういう形でやると少しローテーションを組みながらスキルの向上しよいいのではないかと。

それから悩ましいのは、記載の中に市町村・都道府県の役割分担ということが書かれていて、理想的には都道府県が市町村の相談員の経由相談的な相談を担うようなことをやり、さらに難しい相談を国センがやるということができればいいのですけれども、難しいのは、相談は日々変わりますし、現場の相談を受けていないと、相談員の相談だけを受けているとだんだん感覚がずれてくるという悩ましい問題があって、ただ優れた人だけを都道府県に集めて、あるいは国センに集めてやっていけばいいという問題ではない。常に現場との行き来をしていただきながら、ベテランの人に都道府県・国センの立場でまたアドバイスをするという形をとらないと、なかなかうまくいかないのではないかと考えていて、その辺の議論も少し進めていただいてもいいのかなと思っています。

とりあえず、地方のところのお話は以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

浦郷委員、どうぞ。

○浦郷委員 ありがとうございます。

私も今の拝師委員の地方消費者行政のところに重ねて申し上げたいと思いますけれども、この地方における相談業務、また、PIO-NETなどの入力などに関しては、本来、国がやるべき事務を地方がかかわってやっているところがあると思いますので、そういう一部のところに関しましては、国による恒久的な財政支援を検討する。緻密な議論ということをおっしゃっていましたが、そういう検討する議論の場にのせるという、そこが必要かと思っておりますので、ぜひここはやっていただきたいと思っております。

それから、財源のところに関しまして、今回、地方に対する財源は大分減ったのですけれども、地方の中で消費者行政の位置づけを高くしていかないといけないということがあります。今までのところで、推進交付金をつけて、窓口整備はきちんとできたけれども、そこで相談員が育っているかという、そこはまだまだだと思っております。

今の実情というのですか、現状をきちんと見ていただいて、そこをきちんと把握していただく。窓口はできたけれども、そこで相談業務ができる体制に持っていくところまできちんと支援をしていただいて、その中でだんだん地方の自主財源、独自財源でやっていくというところを、これから先のロードマップみたいなものをきちんと描いていただく。そ

れによって、ここにもありますけれども、地方版の消費者基本計画みたいなものもできてくるかと思しますので、ぜひそこはお願いしたいと思えます。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 愛知県の伊藤でございます。地方に関わるものについて意見を述べさせていただきます。

まず、地方版の消費者基本計画の策定でございますが、多くの都道府県で既に策定が進んでいるものと承知しているところでございます。一方、本県の市町村の例で申しますと、消費者行政に関わる計画を個別に策定しているところは確かに少ないのですが、市町村の総合計画の中で消費者行政についての記載等があるわけでございます。大半の自治体がそういった記載をしております。

消費者教育推進法で全ての自治体に消費者教育推進計画の策定に努めることとされているところでございますけれども、国の地方消費者行政強化作戦では消費者教育推進計画の策定を都道府県・政令市とされておられまして、消費者安全確保地域協議会の設置のように5万人以上の市町村全てといったことを目標に位置づけてはいません。これは、ある意味、地域の実情を踏まえながら目標設定をされておられるのかなと私自身は認識しております。そうしたことから、この地方版の計画策定の推奨についても自治体、特に市町村の実情を十分に踏まえた上でお決めいただくほうがいいのかなと思っております。

それから、先ほど来、各委員から御意見がございました地方消費者行政の充実強化のための国からの財政支援のお話についてでございます。既に各委員からお話しいただいておりますので、重複する部分は割愛させていただきますけれども、本県におきましても、近年、多くの市町村で消費生活センターが設立されているところでございます。これは消費者庁さんのほうで定めた一般準則に基づいて、一定の期間、財政支援をしていただくことを前提に、本県が市町村に働きかけた結果、窓口が整備されたというところもでございます。

したがって、そういった一般準則について、県が国を代弁して、窓口整備を進めてきた立場もでございますので、ぜひそういった活用期間中の十分な財源確保を図っていただきたいと思っております。他の都道府県ともお話しさせていただくことがあるのですが、徐々に一般財源を増やしながらか進めていくという、ある程度、方向性はあるのですが、その期間が余りに短いと、いろいろなところで弊害というか、問題が出てきますので、その点については重々慎重な御検討をお願いしたいと思えます。

また、先ほど来、長期的な視点での支援についてもお話が出ておりますけれども、今後、地方における一般財源化状況等も勘案して、別途考えていただければと考えております。

それから、最初に戻るのですが、地方消費者行政強化作戦にかかわる新たなアプローチ、目標設定の検討が必要ということでございますが、これも先ほど申し上げましたとおり、市町村において消費生活相談窓口の整備が進みましたが、今後はこの体制の維持・

充実が課題となろうかと思えます。

また、当面の政策目標の中には、見守りネットワークの構築など、目標達成率がまだ低いところも見受けられますので、論点に記載していただいたとおり、現行の地方消費者行政強化作戦の検証を十分に行った上で、引き続き新たに目標とするものを、自治体の意見を聞きながら御検討いただければと思います。なお、新たにこうした目標を設定されるに当たっては、必要な財源についても、十分、その措置をしていただくこともお願いしたいと思っております。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

宮木委員、よろしく申し上げます。

○宮木委員 ありがとうございます。

私は、資料の7ページにございます「8. 消費者庁に関わるもの」のところから、一番最初の「次の10年の消費者行政や消費者庁のあり方を国民に対して明確に示すべきではないか」というところに対して、何のための計画かというところに関わるものは明示すべきだと考えています。どういう社会を目指すのか、そのためにすべきことは何かとして消費者基本計画があると思えます。

次に、6ページの3行目のところで「消費者と企業を対立構造・対局に位置づける考え方を発展的に解消し」というところがあります。ここの軸になるのがSDGsで、これを軸に企業と消費者と一緒に消費社会をつくっていく関係となり、「全ての関係者が連携して長期的な視野で実現すべき共通の価値を確立」しようというところにつながると考えています。そのための自覚や意識が、事業者側だけではなく消費者側にも浸透していってほしいと思います。今、企業には消費者志向経営ということが非常に求められているのですが、一方で消費者が事業者化している側面もあると考えます。そうした点から考えても、より事業者団体が行政や消費者団体と連携を強化していく必要があると考えています。

その流れで、5ページの6の二つ目についてです。消費者教育のお話があると思うのですが、資料1の4ページの中のヒープ協議会からの指摘で、消費者による事業者側へのハラスメントみたいなところがあります。これについて、事業者との適切なコミュニケーションもきちんと消費者教育として取り込んでいく必要があると考えています。企業には何を言ってもいいというわけではなく、対立構造を改善し、企業と消費者がよい社会をともにつくっていくという観点で考えれば、消費者側から企業に対するコミュニケーションも非常に重要になるという側面は、消費者教育のところで入れていただきたいと考えています。

なお、これは余談ですが、8ページの一番下に自動運転やドローンの利用についてというくだりがあります。ここの「安全性も発展させる必要があるのではないか」というところに関してですが、これはもう当然のことで、決して各企業でないがしろにされているところでは全くありません。私は自動運転にいろいろなところで関わっていますが、当然、

既に非常に検討されているところですので、そこは申し上げておきたいと思います。

あとは、技術・ITという側面だけではなく、例えば消費としてモビリティの形態が変わるという点です。MaaS (Mobility-as-a-Service) と言われていますが、消費としてのモビリティの形態が変わるといっても含めるべきだと思います。技術を取り入れるという側面だけではなく、サービスのあり方が変わってくるということも想定した計画であるということは明記したほうがいいと考えます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、長谷川委員。

○長谷川委員 ありがとうございます。

何点かコメントを申し上げたいと思います。

まず、2 ページ目の「2. SDGsに関わるもの」の三つ目の「自由・公正・効率的な市場の確保」は私が事前に申し上げたところです。これについては、置くところがないのでこちらに記載されているのかもしれませんが、「SDGsに基づく消費者行政の推進にあたって」ではなく、さらに大きな大前提であろうとされているところがございます。

3 ページ目にいっていただきまして「4. 計画のフレームに関わるもの」の一つ目でございます。表現の違いだと思いますけれども「政府が取り組む施策だけではなく」というよりも、地方公共団体、企業、あるいは消費者や消費者団体を巻き込んでいくために、政府がやるべきことを書き込むという形ではないかと思っています。

5 ページに参りまして「6. 消費者教育に関わるもの」に関連しましては、全体として若年層を念頭に置いた記述が多いようにも思うのですけれども、高齢社会を迎えておりますので、高齢者を念頭に置いた記述も必要なのではないかと考えた次第でございます。

6 ページ目の上の行ですが、「多角的な自由貿易体制」は、私が申し上げて入れていただいている、ありがたいと思っていますのですけれども、その維持・強化のために消費者行政としても取り組んでいただきたいと思っていますので、具体的なアクションも書いていただければと思います。

あと、お願いなのですが、その次の「適格消費者団体の機能強化」で始まるパラグラフのところ、2行目で、「例えば運営の透明性を確保したうえで国が実態調査を委託する」とは、実態調査の何を委託するのか、意味合いがよくわからないところがあるので、それを教えていただいた上で評価したいと思っています。

同じようなところですが、一つ飛んでいただいて、公益通報制度です。上から四つ目の「公益通報制度」についても「問題意識を共有するための協議の仕組み」は具体的に意味合いがわからないものですから、これも具体的に示していただいた上で評価したいと思っています。

データ利用のところについて、8 ページの真ん中あたり、「消費者が知らないところで

個人のデータが利用され」と書かれております。これについては、その下の「自動運転やドローン」のところと同様に、消費者の利便性向上につながる話もあると思っております、「消費者の利便性の向上と消費者保護の適切なバランスを図ったルール」というのを、「自動運転やドローン」のところと同じように考えていくべきなのではないかと感じた次第でございます。

先ほど宮木委員からもあった、厚労省、あるいは連合さんも問題意識をお持ちかもしれませんが、労働者に対する消費者からのパワハラが議論になっており、それに対する何らかの記述が消費者教育でも必要なのかなと思った次第でございます。

あと、質問が二つありまして、一つは、先ほど企画調整官から若干説明があったのかもしれないのですけれども、消費者委員会に係る記述が落ちていて、何か行政組織上の制約があつてそういうことになっていると思っておりますのですけれども、その事情を教えてくださいということが一つ。

もう一つは、EUの政策について御紹介いただいたのですけれども、今回提案されている中で、日本にないものの主たるものはどのようなものなのか教えていただきたいということでございます。

最後、大きなところで、地方行政について、縷々御意見、御議論があったわけですが、足りないものは何かということを確認した上で、例えばIoTとか、広域連携は書いてありますけれども、広域連携とか、そういったものを活用しながらやっていくという視点も重要なのではないかと思っております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。幅広く御意見を伺いました。

幾つか御質問をいただいたかと思しますので、事務局から。

○内藤消費者政策課長 事務局でございます。

明確に御質問ということで2点頂いているかと思えます。

消費者委員会の関係の記述の部分でございます。参考資料2の方、特に参照していただく必要はないのですけれども、こちらの言い方を少しごらんいただきますと、この中間取りまとめのタイミングで消費者委員会が出してきているコメントではあるのですが、この検討会に対してのコメントではなくて、今後、消費者基本計画をつくる消費者庁に対してのコメントという形になっております。

これは背景を確認しているわけではないのですが、消費者委員会自体がそもそも有識者で構成されている合議体である。そこがこの検討会もある意味、有識者で構成されている合議体でありますので、そこに対して物申すというのは、筋が違って、本来は行政主体に対して物申すべきであろうという判断で、あえて意見の要求先が消費者庁、行政側になっているという、ある意味配慮というのでしょうかをしていただいているところがありまして、同じことを考えますと、それは有識者の合議体のあり方に対し、有識者の合議体が言うというのは、今回は遠慮したほうがいいかなという判断を、これは事務局でさせていた

だいたということでございます。ちょっとわかりにくい答えで大変恐縮です。

それから、EUの提案で日本にないものということでございますが、恐縮ですが、私もきちんとこれを網羅的に調べたわけではないので申し上げにくいのですが、少なくとも3ページの「オンライン広告への規制」の話とか、「データの取扱い」の部分、4ページの「オンライン市場での情報開示義務」といったところは、今、政府部内でもある程度議論はされているようなところで、日本で制度化はまだされていないと考えております。

○中原座長代理 それでは、議事進行を座長から引き継がさせていただきます。

長谷川委員の御意見は以上でよろしいでしょうか。

○長谷川委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○中原座長代理 それでは、ほかに委員の皆様から、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

拝師委員、お願いします。

○拝師委員 今、ちょうどEUの話が出たので、私もちょっと触れようかなと思っていたところなのですが、一つは「消費者代表訴訟」について「制度構築を各加盟国に義務づけ」という話が入っているのですが、日本でも差止めプラス損害賠償請求ができる制度は入っているのですが、特定適格消費者団体が今、三つあって、ただ、一件も実際に損害賠償の裁判が起こされていないという現状があります。これについては、現状をよく分析して、さらに改善すべき点があるかどうかというのは見ていかななくてはならない。もともと消費者の泣き寝入り被害をなくすということで、それを特定適格消費者団体が担ってやるというスキームだったはずなのですが、それが担い切れていないのであれば、見直す必要がある。そのときに、このEUの想定している仕組みが我が国のものと比べてどうなのかというのはぜひチェックをしていただきたいと思います。

今、長谷川委員の御質問に対して答えていただいた、我が国ではないけれども、EU指令の提案の中に入っているという、「オンラインにおける消費者の権利強化」の部分とか、「デジタルサービスに関する契約の定義変更」の部分、それから、「オンライン市場での消費者の権利」について、この辺は我が国ではちょっと遅れているかなというところで、技術革新や経済の動きにまだ消費者政策がついていけない部分について、割とEUでは起きている現象について正面から対応しようとするものかなという感想を持っていますので、ぜひ日本でもそういう視点での施策の検討は必要なのではないかと思っています。

特に面白いなと思ったのは、「デジタルサービスに関する契約の定義変更」の中で、「デジタルコンテンツやサービスを提供する契約の対価について、従来の金銭に加え個人データを追加」というものが入っていて、今、起きている現象は、これまでタダだと思っていた情報を企業が相当有効に活用するようになってきている。しかも、今の個人情報保護法の仕組みは形式上、同意さえとれば企業は何でもできる。実際のデジタルサービス市場での同意のとり方を見ていると、要するに同意をとらなければそのサービスを受けられない。パソコンのソフトを買っても、あるいはネット上の契約をするにしても、必ず個人情報につ

いての同意画面があって、それを同意しないと先に進めないのですよ。ですから、非常にゆがんだ構造になっていると思っていて、消費者が個人情報を提供しないでそのサービスを得ることができない仕組みになっていることはかなり問題だと思っています。

そこも含めて、個人データを企業がとっていくことについては、もう一度見直す必要があるのかなと思ってまして、そういう意味ではEUの取組も参考になるのかなと思いました。

○中原座長代理 ありがとうございます。

それでは、ほかに委員の皆様から御意見はございますか。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 消費者教育に関して、5ページの論点の中の三つ目ですけれども、後段部分に「早いライフステージから消費者教育を受けることができるよう…実効性ある体制づくりに取り組むべきではないか」ということがございます。これは私もそのとおりかと思えます。その中で、「教員研修の充実」と「消費生活センターの体制・機能強化など」と書かれているわけですが、もう一つ、学校現場において消費生活センターの相談員の知識等を活用するための取組も重要です。成年年齢の引き下げを見据え、高校での実践的な消費者教育を実施・推進するために、消費者庁さんと文部科学省さんとが緊密に連携されて取り組んでおられる結果、本県においても、高校の教育現場で実践的な消費者教育に取り組もうという機運が高まっているところでございます。また、消費者庁の職員の方が愛知県の教育委員会あるいは私学の行政担当課に直接説明されるといった働きかけもされているところで、高校における消費者教育の推進に実を結んでいるのだなと思えます。

小中学校においても同じようなことが言えるのではないかと思いますので、文部科学省さんと消費者庁さんとのより緊密な連携を図っていただくこと、それから、市町村における消費生活センターの中心は相談業務だと思いますが、小中学校で消費者教育を展開していこうとする中で、消費生活相談員さんの知識を活用していこうとすると、消費生活センターのさらなる機能強化、相談員さんの拡充とかも必要になってくるかと思えますので、そういった点の支援についても御検討いただければと考えております。

○中原座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。

首藤委員、お願いします。

○首藤委員 毎回発言のたびに消費者行政には素人ですという前書きを必ず入れなければと思っているのですけれども、申しわけないのですが、もしかしたら私の勘違いかもしれないので、意見というよりは質問になるかもしれません。

資料3の3ページ「4. 計画のフレームに関わるもの」の一つ目の項目に対して、先ほど別の委員からは、政府が取り組む施策として、地方公共団体とか、企業や消費者・消費者団体の取組を推進する施策を入れるということですねという御意見がありました。私はこれをそうは読んでおりません。私は、政府がやっていることしか今までの基本計画に

は書いていないけれども、これからは主語が地方公共団体とか、企業とか、消費者や消費者団体というものもつくる、という意味なのかなと受け取っております。

もしかすると、私がこの場でプレゼンをさせていただいたときに、私がよく知っている防災の世界ですと、国が決める防災基本計画にはいろいろな主語が出てきていることを申し上げた記憶がありまして、随分違うなと申し上げたことがあったからかなと考えておりました。

なので、まずはここがどちらなのかということを確認したいのと、私は、消費者基本計画の枠組みがわからないのですが、防災の世界ですと、防災基本計画といって、今後の日本の防災はこうあるべしという幅広いことを書くものがありまして、それにはいろいろな主体の主語が出ていて、その先に、例えば国の省庁であれば防災業務計画といって、各省庁のやることをより具体的に書くもの、あるいは地方公共団体であれば地域防災計画といって、地方公共団体がそれぞれ具体的にやることを書くという枠組みができています。消費者基本計画には、この基本計画以外に、その下にそれぞれの主体がつくる計画がないのかどうか、私は存じ上げていないので、もっと幅広い主語が基本計画に入っているのではないですかと申し上げたのですけれども、その先がどうなっているのかによって私の意見は変えるべきかと思っておりますので、その2点を教えていただければと思います。

○中原座長代理 では、事務局からお願いいたします。

○内藤消費者政策課長 事務局でございます。

消費者基本計画というのは、いわゆる消費者基本法に基づいて策定されているものでありまして、そこでは国が講ずべき施策の内容について盛り込むことになっておりますので、要は国の施策については義務的に入れなければいけないものだという理解でございます。この界限には、基本計画がたくさんございまして、大体そういう形で国の施策は必須で盛り込んでおりますが、これとは別にそれ以外の主体がやるべきことを書いているものはいろいろあるということで、今、首藤委員から御指摘がありました防災基本計画とか、最近、私が確認しました環境基本計画というものがございまして、100ページ以上にも及ぶ非常に分厚いものではあるのですが、そこでは、例えば地方公共団体とか環境団体みたいなものも確かあったような気がするのですが、そういったところがこういうことについては責任を持って取り組むべきみたいな記述がございまして、そういう意味で、長谷川委員が御指摘になったことも全くそのとおりではあるのですが、任意的にそういう国以外のものを入れ込むことは、ほかの基本計画の例でも見られるという事実関係でございます。

二つ目、基本計画の下に何かあるのかということでございまして、これにつきましては、消費者基本計画で申し上げますと、今、お手元に冊子で配付されております工程表というものが、基本計画の大きな理念のもとに個別の施策を計画的にやるためのマイルストーンになっているということで、上下ということではないのですけれども、詳細な計画としては、この工程表がそれに当たるという御認識をいただければと思っております。

以上でございます。

○中原座長代理 首藤委員、今のお答えを踏まえて、いかがでしょうか。

○首藤委員 まず1点目は、法律上は国の施策ということだけれども、入れられないわけではないということだそうなので、そうであれば、どちらの方向に行くかということは皆様で御議論いただいた結果でいいかと思います。ただ、伺っていると、国だけが主体となって動くものではないことは推測されるので、ほかのステークホルダーというか、関係者がうまくきちんとできるようにということを前面に打ち出す必要はあるかなと思いました。

あとは、基本計画の下とといいますか、詳細版がこの工程表ということになりますと、これも主体別ではなくて施策別になっているので、本当は主体別になっているものといえますか、例えば基本計画に基づいて、消費者庁はこういうことをやります、厚労省はこういうことをやります、文科省はこういうことをやりますみたいなものが本当ならあってもいいのかなという気がします。しかしながら、多分、防災の枠組みがそうになっているのは災害対策基本法に、法律上、そういう計画をつくること自体が定められているので、そこは枠組みが違うのかなとは理解いたしました。

ありがとうございます。

○中原座長代理 ありがとうございます。

計画の主体について、ほかの委員の皆様から、ご意見がございましたら、お願いいたします。

○拝師委員 拝師です。

今のお話を伺って、私もいろいろな主体を入れ込んだほうがいいのかなと思っています。もちろん前提としては、その主体となるべき団体・組織のコンセンサスをとるのは大前提になりますけれども、今の国が考えている消費者政策全般は、国だけではなくて国と地方、消費者団体、企業とか事業者団体、そういうところも含めて方向性を共有して、それぞれの分担になっていくという話のはずなので、当然、国だけが音頭を取ってやるものではなくて、それぞれが自分たちの役割をきちんと確認して、それぞれが進捗を見ながらやるべきものだろうと思いますし、それをやることで、先ほど財政の支援の問題、地方への支援の問題もあるし、消費者団体等への支援の問題もありますけれども、そういう施策をそれぞれが役割を明確にして担っていく中で何がネックかということがまた検証できるようになれば、そこでもし財政がネックなのであればどうしようかという議論にもつながりますし、そういう意味でも入れ込んだほうがいいかなと私は思います。

○中原座長代理 ありがとうございます。

ほかに、委員の皆様から御意見はございますか。

長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 先ほどの議論に関連して2点質問です。先ほど課長から御説明があったEUの資料の3ページの一番下で、拝師委員も言及された「1 デジタルサービスに関する契約の定義変更」の欄についての意味合いと日本法との関係なのですが、これは日本でいう消費者契約法であれば、対価があろうがなかろうが消費者契約になるので、取消権

があるというのが私の今までの理解だったのですけれども、そうだとすれば既にあるものが書いてあるということなのかなと思っています。それ以上のことを言っているのかどうかということを、今ではなくてもいいのですけれども教えていただければということが1点です。

それと、先ほど来、議論になっている計画のフレームワークの主体については、申し上げたいことはそんなに皆さんと齟齬があるわけではなくて、一つは権力的に、例えば事業者なり消費者団体はこうすべしと書くのは違うのだろう。そこはうまく連携しながら全体として巻き込んでいって、国全体として、消費者行政・消費者保護の水準を上げていくということなのだと思いますので、そこのところをうまく酌み取るような表現をしていただければというところでございます。

○中原座長代理 1点目について、事務局から、今、お答えはございますか。

○内藤消費者政策課長 正確な回答は後ほどさせていただきますと思います。

今回の改正内容については、わざわざデータを対価として支払うものを、契約内容にはそれはインクルードするという書きぶりになっておりまして、反対に解釈いたしますと、これまで入っていなかったということかと思えます。理念的に、これまでも入っていたけれども、データを対価とするものも明確に契約として位置づけるのだという考え方もあろうかと思えますので、どれぐらいきっちり調べられるかは、恐縮なのですが、引き取らせていただきたいと思えます。

○中原座長代理 ありがとうございます。

ほかに、委員の皆様から御意見ございますか。

拝師委員、お願いします。

○拝師委員 今の消費者契約の関係なのですけれども、確かに事業者と消費者との間の契約であれば消費者契約になるのですけれども、今の消費者契約法の枠組みは基本的には勧誘概念というものがあって、勧誘が不当なものである場合に取り消せるという仕組みになっているので、ネットの世界では、最高裁などで判例が出て、その勧誘概念が広がってくる可能性はあるなと思っていますのですけれども、今までの多くの理解では、デジタルコンテンツ、サービス提供という、ネット上でのやりとりは勧誘を経ないという理解が多かったのかなと。そういう意味では、今までの消契法では対応できないのかなと。ですから、対応するとなると、特商法で通信販売の中でできるかどうかということなのですけれども、それは無償の場合はちょっと難しいのかなということが基本的理解なので、そこは正しく調べていただければと思いますが、いずれにしても、今の枠組みで対処し切れていないことは間違いないのではないかと思います。

あと、先ほど、これも長谷川委員から質問があったところにも関わるところで、公益通報の関係で話が出ていたと思えます。ひょっとすると私がちょっとコメントをしたことを載せていただいたのかもしれないので、6ページの上から4番目のポツのところなのですけれども、御承知のように、今、公益通報者保護法の改正の議論が消費者委員会で進めら

れているのですけれども、その議論を聞いていると、なかなか経済団体サイドと消費者サイドの意見、議論がかみ合っていないのではないかと考えています。それで、経済サイドが懸念しているのは、濫用のおそれとか、実際の運用の中で、広げ過ぎたり、ペナルティーを強化し過ぎるといろいろ支障があるのではないかという懸念をされている。その懸念も、抽象的にはわかるのですけれども、具体的にどういう実際に問題が生じていて、法律を変えることでどういうふうになっていくのかということについての深まった議論ができていないのではないかと考えています。ですので、今の法改正の中でもそういう議論をぜひしたいと考えていますし、恐らく何らかの法改正ができて、今後、また何年後かに見直しをするときにも同じ話が出てくるのではないかと。

そういう意味では、消費者団体とか、消費者側も企業が抱えている悩みというか、どういうところに懸念があって、実際にヘルプラインとかを運用している中で、どの辺が難しいポイントになっているのかなということを確認しながら議論をしないと、恐らくずっと水かけ論なのかなということはあると思います、その辺の実情をもう少しお互いに共有した上で議論を進められる体制づくりをしたらいいかなと。「公益通報に限らず、紛争解決」と書いてありますけれども、クレマーの問題とか、いろいろな問題について、企業側が抱えている問題と、我々が、市民団体とか消費者団体が求めているものとは若干ずれている可能性があって、少なくとも事実関係、何が起きているかについては共有しないと、ずっと水かけ論なのかなと思ひまして、そういう提案をさせていただければと思っています。

○中原座長代理 ありがとうございます。

ほかに委員の皆様から御意見はございますか。

浦郷委員、お願いします。

○浦郷委員 ありがとうございます。

全体的なところも含めてなのですけれども、この第4期消費者基本計画のあり方ということで私たちは議論をしています。今の消費者基本計画、3期のところでは十分に盛り込まれていなかった部分を、これから先を見据えてこんなことも取り込んでいったらいいのではないかとという視点で話をしていますけれども、それと同時に、消費者委員会からのコメントのところにもありますけれども、これまでのところの検証・評価をきちんと行っていただいて、課題等を整理していただいた上でそれを盛り込むということもやっていただきたいと思ひます。

私はずっと消費者庁が司令塔の役割を果たすようにということを言ってまいりました。消費者庁が司令塔の役割を果たせるような計画になっていたのだらうとは思ひのですけれども、できている部分とできていない部分がある。これは省庁の力関係があるのかどうか、よくわかりませんが、消費者庁がきちんと役割を果たせるように、もうちょっと消費者庁に権限を持たせるということを明記できたらいいのではないかと感じています。

以上です。

○中原座長代理 ほかにも御意見はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、非常に活発な御議論をいただきまして、ありがとうございます。今日いただきました御意見につきましては、次回の会合までに事務局にまとめていただいた上で、さらに御議論いただきたいと考えております。

また、今後、追加の御意見等がございましたら、後日、事務局宛てにお送りいただきますようお願いいたします。いつごろまでにお送りいただければよろしいでしょうか。

○内藤消費者政策課長 活発な御意見をいただきまして、どうもありがとうございます。

一晩寝るとまた追加というものは出てくるものでございますので、3連休を挟んで恐縮でございますが、1週間後の来週10日をめどに、事務局宛てのメールでお送りいただければと存じます。本日御欠席の委員の方にも同じような形で御依頼をさせていただこうと思います。

事務局からは以上でございます。

○中原座長代理 それでは、今後の検討会のスケジュール等につきまして、事務局からお願いいたします。

○内藤消費者政策課長 改めまして、事務局でございます。

次回につきましては、本日いただいた御意見等々を踏まえて、最終取りまとめの骨子を提出いたしますので、それについて御議論をいただきたいと思ってございます。次回日程等については、固まり次第、改めて御連絡をさせていただきます。

それから、お手元の工程表でございます。もしかさばるようでありましたら、置いておいていただければ、後ほど委員のところへ郵送させていただきますので、手首を無理して痛めて持って帰っていただく必要はございませんので、そこはお気兼ねなくいただければと思います。

以上でございます。

○中原座長代理 ありがとうございます。

長官がお見えになりました。御発言はございますか。

○岡村長官 この「あり方検討会」も今回で10回というところでございます。本当に貴重な御意見、大切な時間を使つての御審議、心から感謝しております。これから年末に向けて、いま一段、進歩を目指して頑張りたいと思いますので、どうぞ新体制の審議官、課長でございますが、引き続きよろしくお願いいたします。

○中原座長代理 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の検討会を閉会いたします。

どうもありがとうございます。